別紙第３号書式

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

Ⅰ　基本的事項

１　事業の概要　　特別会計名：生坂村簡易水道特別会計

事　業　名	生坂村簡易水道（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和39年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	□適　用　■非適用
団　体　名※	生坂村	職員数※（H19. 4. 1現在）	1
構成団体名			

注１　事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
２　「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

２　財政指標等

資本費	298（H17）	公営企業債現在高（百万円）	366
累積欠損金　（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務　（百万円）	0	財政力指数※	0.156（H18）
資金不足比率　（%）	－	実質公債費比率※　（%）	16.2（H18）
		経常収支比率※　（%）	85.0（H17）

注　平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

３　合併市町村等における公営企業の統合等の内容

□　新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 □　旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ■　該当なし

注１　「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第２条第２項に規定する合併市町村及び同条第１項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第７項の規定による告示のあったものをいう。
２　「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第２条第２項に規定する合併市町村（平成７年４月１日以後に同条第１項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
３　□にレを付けた上で内容を記載すること。

４　公営企業経営健全化計画の基本方針等

区　分	内　容
計　画　名	生坂村簡易水道事業経営健全化計画
計　画　期　間	平成１９年度～平成２３年度
計画策定責任者	生坂村長　藤　澤　　泰　彦
既存計画との関係	生坂村集中改革プラン（平成１７年度策定）
公表の方法等	村ホームページへの掲載、平成１９年１２月議会にて報告
基　本　方　針	本村の簡易水道事業は、これまで集中改革プランの目標値でもある1名の定員を維持し、最少の職員のなかで、維持管理費を軽減するため、役場職員全員でのボランティアによるメーター検針や、対応可能な漏水工事を職員が自ら直営で対応を図るなど経費の節減に努めてきました。また、水道料金については、現在、高額な料金設定により徴収をしていることから、見直しは困難な状況となっています。しかし、有収率が７０%とまだまだ低いことから、今後さらに効率よく給水を行うために、これまでの取り組みを継続実施しつつ、有収率を向上させ経営の健全化に努めることとします。

注　計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの５か年とすること。

Ⅰ　基本的事項（つづき）

５　繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区　　分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合　　計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	54	72		126
	補償金免除額	7	16		23
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注　「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

６　平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満（平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満（平成20年度末残高）	年利７％以上（平成19年度末残高）	合　　計
公営企業債	簡易水道事業債	53,798	71,276		125,074
合　　計　(A)		53,798	71,276	0	125,074
※上記のうち一般会計負担分（再掲）					
合　　計　(B)					
公営企業で負担するもの　(A)−(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満（平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満（平成21年度末残高）	年利７％以上（平成20年度9月期残高）	合　　計
公営企業債					
合　　計　(A)					
※上記のうち一般会計負担分（再掲）					
合　　計　(B)					
公営企業で負担するもの　(A)−(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満（平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満（平成20年度9月期残高）	年利７％以上（平成19年度末残高）	合　　計
公営企業債					
合　　計　(A)					
※上記のうち一般会計負担分（再掲）					
合　　計　(B)					
公営企業で負担するもの　(A)−(B)					

注１　地方債計画の区分ごとに記入すること。

２　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ　財務状況の分析

区　　分	内　　容
財務上の特徴	本村の簡易水道は、水源を近隣の安曇野市と大町市に求めており、浄水施設をもっていません。したがって必要な水の全量を購入しています。また、山間部に建設されているため、ポンプ施設や配水池施設が多く、給水人口の割りに高額な建設費・維持管理を必要としています。施設も老朽化が進み、ほとんどの設備で更新の必要に迫られていますが、大規模な改修を必要とすることから、財源を確保できていません。設備もメーカーの保障期間を過ぎており部品の確保も難しく、改良・部品の流用でしのいでいる状況です。
経営課題	課　題　①　供給コストの削減 本村の有収率は約７０％と低く、効率よく給水する必要があります。有収率を上げることにより、受水費やポンプ施設の電気料が削減となります。
	課　題　②　料金水準の適正化 現在、安曇野市からの給水区域と、大町市からの給水区域で料金設定が違うことから、今後水道料金の統一を図る。
	課　題　③
	課　題　④
	課　題　⑤
留意事項	施設の改修には、耐震化を考慮する必要があります。また、効率よく運営する為に、監視装置についても考慮していきたい。

注１　「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

２　「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

３　「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

４　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ　今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区分 ＼ 年度		平成14年度（計画前5年度）（決算）	平成15年度（計画前4年度）（決算）	平成16年度（計画前3年度）（決算）	平成17年度（計画前々年度）（決算）	平成18年度（計画前年度）（決算見込）	平成19年度（計画初年度）	平成20年度（計画第2年度）	平成21年度（計画第3年度）	平成22年度（計画第4年度）	平成23年度（計画第5年度）
収益的収支	収益的収入	1　総収益 (A)	91	77	70	81	75	72	69	62	63	62
		(1)　営業収益 (B)	65	66	65	66	63	62	61	59	58	57
		ア　料金収入	65	66	65	66	63	62	61	59	58	57
		イ　受託工事収益 (C)										
		ウ　その他										
		(2)　営業外収益	26	11	5	15	12	10	8	3	5	5
		ア　他会計繰入金	26	11	5	15	12	10	8	3	5	5
		イ　その他										
	収益的支出	2　総費用 (D)	64	61	50	50	51	48	47	41	40	39
		(1)　営業費用	44	42	32	32	34	33	32	30	32	31
		ア　職員給与費	5	4	5	5	4	5	5	5	5	5
		うち退職手当										
		イ　その他	39	38	27	27	30	28	27	25	27	26
		(2)　営業外費用	20	19	18	18	17	15	15	11	8	8
		ア　支払利息	19	18	17	16	16	14	14	10	7	7
		うち一時借入金利息										
		イ　その他	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	3　収支差引 (A)-(D) (E)		27	16	20	31	24	24	22	21	23	23
資本的収支	資本的収入	1　資本的収入 (F)	12	15	6	0	0	0	74	57	0	0
		(1)　地方債	10	5					48	45		
		(2)　他会計補助金	2	10	4				26	12		
		(3)　他会計借入金										
		(4)　固定資産売却代金										
		(5)　国（都道府県）補助金										
		(6)　工事負担金			2							
		(7)　その他										
	資本的支出	2　資本的支出 (G)	40	31	26	31	24	24	96	78	23	23
		(1)　建設改良費	21	11	6	11	3	5	6	6	4	4
		うち職員給与費										
		(2)　地方債償還金 (H)	19	20	20	20	21	19	90	72	19	19
		(3)　他会計長期借入金返還金										
		(4)　他会計への繰出金										
		(5)　その他										
	3　収支差引 (F)-(G) (I)		△ 28	△ 16	△ 20	△ 31	△ 24	△ 24	△ 22	△ 21	△ 23	△ 23

（単位：百万円，％）

区分 ＼ 年度	平成14年度（計画前5年度）（決算）	平成15年度（計画前4年度）（決算）	平成16年度（計画前3年度）（決算）	平成17年度（計画前々年度）（決算）	平成18年度（計画前年度）（決算見込）	平成19年度（計画初年度）	平成20年度（計画第2年度）	平成21年度（計画第3年度）	平成22年度（計画第4年度）	平成23年度（計画第5年度）
収支再差引 (E)+(I) (J)	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)										
前年度からの繰越金 (L)	1	0	0	0	0					
前年度繰上充用金 (M)										
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)										
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)										
赤字比率 ((Q)／((B)−(C)) ×100)										
収益的収支比率 ((A)／((D)+(H)) ×100)	110	95	100	116	104	107	50	55	107	107
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)										
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	65	66	65	66	63	62	61	59	58	57
資金不足比率 ((R)／(S)×100)										
積立金現在高										
企業債現在高	441	427	407	387	366	347	305	278	259	240
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	441	427	407	387	366	347	305	278	259	240
うちその他に係るもの										

（２）他会計繰入金

（単位：百万円）

区分 ＼ 年度	平成14年度（計画前5年度）（決算）	平成15年度（計画前4年度）（決算）	平成16年度（計画前3年度）（決算）	平成17年度（計画前々年度）（決算）	平成18年度（計画前年度）（決算見込）	平成19年度（計画初年度）	平成20年度（計画第2年度）	平成21年度（計画第3年度）	平成22年度（計画第4年度）	平成23年度（計画第5年度）
収益的収支分	26	11	5	15	12	10	8	3	5	5
うち基準内繰入金	26	11	5	15	12	10	8	3	5	5
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの										
資本的収支分	2	10	4	0	0	0	26	12	0	0
うち基準内繰入金	2	10	4				26	12		
うち基準外繰入金										
うち赤字補てん的なもの										

（３）経営指標等

（単位：%）

		平成14年度（計画前5年度）（決算）	平成15年度（計画前4年度）（決算）	平成16年度（計画前3年度）（決算）	平成17年度（計画前々年度）（決算）	平成18年度（計画前年度）（決算見込）	平成19年度（計画初年度）	平成20年度（計画第2年度）	平成21年度（計画第3年度）	平成22年度（計画第4年度）	平成23年度（計画第5年度）
資金不足比率	(%)（再掲）										
料金回収率※	(%)	81	93	94	87	88	93	45	52	98	98
総収支比率（法適用）	(%)										
経常収支比率（法適用）	(%)										
営業収支比率（法適用）	(%)										
累積欠損金比率（法適用）	(%)（再掲）										
収益的収支比率（法非適用）	(%)（再掲）	110	95	100	116	104	107	50	55	107	107
不良債務比率（法適用）又は赤字比率（法非適用）	(%)（再掲）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率 収益的収入分	(%)	28.6	14.3	7.1	18.5	16.0	13.9	11.6	4.8	7.9	8.1
うち基準内繰入金	(%)	28.6	14.3	7.1	18.5	16.0	13.9	11.6	4.8	7.9	8.1
うち基準外繰入金	(%)										
うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)										
資本的収入分	(%)	16.7	66.7	66.7				35.1	21.1		
うち基準内繰入金	(%)	16.7	66.7	66.7				35.1	21.1		
うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注１　上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率（%）

ア　地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００

イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００

(2) 総収支比率（%）＝総収益／総費用×１００

(3) 経常収支比率（%）＝経常収益／経常費用×１００

(4) 営業収支比率（%）＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×１００

(5) 累積欠損金比率（%）＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×１００

(6) 収益的収支比率（%）＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×１００

(7) 不良債務比率（又は赤字比率）（%）＝不良債務（又は実質赤字額）／（営業収益－受託工事収益）×１００

(8) 繰入金比率（%）＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×１００

２　上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率（%）＝供給単価※1／給水原価※2×１００

※1 供給単価（円／㎥）＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

※2 給水原価（円／㎥）＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金（水道事業のみ））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア　地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量

イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率（%）＝使用料収入／汚水処理費×１００

（４）収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
１　料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定にあたっては当面の間、料金の変更は予定しないものとする。また、村の人口の動態を考慮し、2%の人口減を見込む。
２　他会計繰入金の見込み	基準内繰入のみ実施する。（基準外繰入は、今後も実施しない。）
３　大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の更新については、全体計画の見直しを行い対応していくこととする。また、今後の資産の売却等は考えていない。
４　その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	政府資金の繰上償還においては、平成20年度に71,276千円（減債基金による償還22,531千円、民間資金による借換48,745千円）、平成21年度に53,798千円（減債基金による償還8,602千円、民間資金による借換45,196千円）を予定するものとする。（繰上償還総額125,074千円）

注１　収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
　２　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ　経営健全化に関する施策

項　　目	具　体　的　内　容
1　行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○　地方公務員の職員数の純減の状況	現状を維持し、量水器検針等できるだけ職員で対応できる体制を整備する。
○　給与のあり方	村基準に準ずる。
◇　国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月より給与構造の改革を人事院勧告通り実施しており、当村では地域手当は導入していない。また、職員数における集中改革プランの目標値は達成しており、現在の1名を維持し、少ない人員で対応できる体制を整備する。
◇　技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	現在は行政職二表を適用している。（当該事業会計においては、技能労務職員はありません。）
◇　退職時特昇等退職手当のあり方	普通退職時の特別昇給制度は平成17年度に廃止されており、勧奨退職者のみの優遇措置となっている。
◇　福利厚生事業のあり方	事業主体負担割は、県市町村職員共済組合の運営方針により決定されているため、それを遵守している。
2　物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用等	
○　維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	【課題①の対策】平成16年より、水道量水器の検針を役場職員で実施している。（平成19年度は36名で実施）今後、職員で対応できるものについては、極力対応していく。また施設管路の点検を強化し、漏水の発見、早期復旧に努め、有収率を向上させることにより受水費・電気代等の削減を図る。
○　指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用	水質管理は、民間委託により実施する。

Ⅳ　経営健全化に関する施策（つづき）

項　　目	具　体　的　内　容
3　コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	【課題②の対策】経営状況にあった料金設定を行い、経営の安定化を図る。しかし、現状の料金設定が高額なことから、経費削減を最優先に実施する。【現在の生坂村の水道料金　20m^{3}あたり･･･7,000円】
○　料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4　経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○　経営健全化や財務状況に関する情報公開	村のホームページやICN（村のCATV放送）を活用し、財政状況の積極的な情報公開を行う。
○　行政評価の導入	村づくり計画により、村が事業評価を実施する。
5　その他	

注１　上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

２　上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

３　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果

１　主な課題と取組み及び目標

課　題	取　組　み　及　び　目　標
１　職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プランの目標数値である１名を維持し、少ない人員で対応できる体制を整備する。
２　経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金が高額であることから、値上げの予定はしない。
３　一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入は、今後も引き続き実施しないこととする。また資本的収支での基準内繰入は、計画基準年度では実施がなかったが、今後、有収率の向上を図る取り組みから老朽化した施設の工事を強化して実施するため、増額する建設改良費の１／２の範囲内において、２０年度及び２１年度の２年間については、資本的収支における一般会計からの基準内繰入の収入の確保を行なうこととする。（資本的収支における基準内繰入・・・平成２０年度３百万円、平成２１年度３百万円【建設改良費の１／２】）
４　その他	施設管路の点検を強化し、漏水の発見、早期修復に努め、段階的に有収率の向上を図り、現在の有収率７０％から最終年度までに７６％まで引き上げることを目標とする。 平成１６年度から、水道量水器の検針は役場職員が対応しており、委託経費の削減を図っている。

注１　上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
　２　必要に応じて行を追加して記入すること。

２　年度別目標等　　※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

１．次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、２に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。

２．各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。

３．「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前５年間の「増減数」の合計は「計画前５年間実績」欄に計上すること。

４．「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。

５．４による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

６．計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前５年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前５年間実績」欄に計上すること。

７．「改善額　合計」欄及び「計画前５年間改善額　合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前５年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。

８．「(参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ｉの「５ 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

９．以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。

10．必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

２　年度別目標等

（１）水道事業

①　年度別目標

（単位：百万円、％）

課　題	目標又は実績	平成14年度（計画前５年度）（決　算）	平成15年度（計画前４年度）（決　算）	平成16年度（計画前３年度）（決　算）	平成17年度（計画前々年度）（決　算）	平成18年度（計画前年度）（決算見込）	計画前５年間実　績	平成19年度（計画初年度）	平成20年度（計画第２年度）	平成21年度（計画第３年度）	平成22年度（計画第４年度）	平成23年度（計画第５年度）	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額（料金の適正化）※１												
	未収金の徴収対策												
	改 善 額												
3	一般会計負担金の額								34	15			
	改 善 額（負担金の確保等）								22	3			25
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	その他（　　）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	5	4	5	5	4		5	5	5	5	5	
	改 善 額												
	給与水準												
	改 善 額												
	その他（　　）												
	改 善 額												
	職員給与費（退職手当）												
	職員数　　（人）	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	増 減 数　　（人）												
4	維持管理費等	39	38	27	27	30		28	27	25	27	26	
	改 善 額（適正化）	△ 1	0	11	11	8	29	2	3	5	3	4	17
	工事コスト※２												
	改 善 額（縮減額）												
	その他（　　）												
	改 善 額												
	累積欠損金比率												
	増　減												
	企業債現在高	441	427	407	387	366		347	305	278	259	240	
	増　減												
					計画前５年間改善額　合計		29				改 善 額　合　計		42
											（参考）補償金免除額		23

注１　「課題」欄については、「１　主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

２　※１「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
　　※２「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

３　改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

４　必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上（重複計上等）がないよう留意すること。

②　経営状況

	平成14年度（計画前５年度）（決　算）	平成15年度（計画前４年度）（決　算）	平成16年度（計画前３年度）（決　算）	平成17年度（計画前々年度）（決　算）	平成18年度（計画前年度）（決算見込）	平成19年度（計画初年度）	平成20年度（計画第２年度）	平成21年度（計画第３年度）	平成22年度（計画第４年度）	平成23年度（計画第５年度）
給水人口　　（千人）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
年間総有収水量　　（千㎥）	166	153	153	157	158	154	151	148	145	142
公称施設能力　　（㎥／日）	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
１日最大配水量　（㎥／日）	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
最大稼働率　　（％）										
供給単価　　（円／㎥）	396	424	431	394	403	397	397	397	397	397
給水原価　　（円／㎥）	488	455	457	455	448	434	906	762	406	407

③　簡易水道事業の統合に係る基本方針

注　「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

これまでに村内の一部の地域では、隣村の八坂村の給水による管理・運営を実施していた地域がありましたが、平成１８年１月に八坂村が大町市と合併したことに伴い、その給水区域も当村の管理に移管されている経緯から、今後については統合の方針はありません。